

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、証券金融の専門機関としての社会的責任と公共的使命を常に認識し、健全な業務運営を通じて社会的信頼を確保していくことが経営の最重要課題であると考えております。こうした観点からコーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ることにより、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等のステークホルダーとの良好な関係を築き、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-2-4】

議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳については、当社の株主構成を勘案したうえで、現時点では導入に至っておりませんが、今後も必要に応じて検討してまいります。

【補充原則2-5-1】

当社は、公益通報者保護法に基づき、通報者等が不利益を受けることがないよう社内体制を整備しておりますが、経営陣から独立した窓口を設置することについては今後、検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

<政策保有に関する方針>

当社は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案したうえで、取引先等の株式を保有することがあります。

保有する株式については、毎年見直しを行い、保有する意義の乏しい銘柄については、株価や市場動向を見て適宜売却いたします。

<議決権行使に関する基本方針>

保有する上場株式の議決権の行使については、当社の中長期的な成長と企業価値の向上に資するものであるか、投資先の株主共同の利益に資するものであるか、などを総合的に判断したうえで適切に行使してまいります。

【原則1-7】

当社は、関連当事者間の取引を含む全ての取引について、取引の規模及び重要性に応じて、所定の審査を経たうえで、必要な決裁を得て実施しています。また、関連当事者との取引を行った際には、必要に応じて取締役会に報告することとしております。

【原則3-1】

(1)経営理念等

当社の経営理念・経営目標は有価証券報告書および当社ホームページに開示しております。

URL: <http://www.chusokokin.co.jp/company/policy.html>

(2)コーポレート・ガバナンスの基本方針

当社は、証券金融の専門機関としての社会的責任と公共的使命を常に認識し、健全な業務運営を通じて社会的信頼を確保していくことが経営の最重要課題であると考えております。こうした観点からコーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ることにより、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等のステークホルダーとの良好な関係を築き、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

(3)報酬の決定方針と手続

当社の役員報酬は月額報酬と賞与により構成しており、株主総会で承認された限度額の範囲内で、社会一般的な水準、職責、企業業績等を総合的に勘案して具体的金額を決定しております。

なお、役員退職慰労金制度については、平成22年6月28日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

(4)取締役候補者の指名方針と手続

取締役候補者の指名にあたっては、人格・経歴・見識等を十分考慮のうえ、適材適所の観点より総合的に検討することとしております。また、社外役員候補者の指名にあたっては、会社法が定める社外性要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に加え、人格・経歴・見識等を十分考慮したうえで総合的に検討することとしております。

(5)取締役候補者の選任・指名についての説明

社外役員候補者については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。取締役候補者の選任については、「株主総会招集ご通知」に経歴等を記載しております。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、法令等により取締役会における決議事項とすることが定められている事項、並びにその重要性及び性質等に鑑み取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項について判断・決定しております。

それ以外の個別の業務執行については、機動性と柔軟性を高め、意思決定の迅速化を図るため、原則として代表取締役社長をはじめとする経営陣にその決定を委任しております。

【原則4－8】
当社は、金融商品取引所の基準に基づく独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4－9】
会社法に定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4－11－1】
当社の取締役会は、迅速な経営判断を行ううえで適切な規模であると考えております。
選任の際には、適材適所の観点に加えて経験・知識等の多様性にも配慮するよう努めており、取締役会全体として、当社にとってバランスのとれた形が確保されるよう努めております。

【補充原則4－11－2】
当社社外役員の上場会社の兼任状況については、「株主総会招集ご通知」及び「株主総会招集ご通知添付書類」に記載しております。
URL: http://www.chusyokin.co.jp/ir_info/stockholder.html

【補充原則4－11－3】
取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含め検討してまいります。

【補充原則4－14－2】
当社は、取締役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要となるトレーニングの機会を継続して提供しております。
社内役員に対しては、社外セミナーへの参加等により会社法、コーポレート・ガバナンス、およびコンプライアンスに関する事項等、経営に関する様々な情報を提供しております。
社外役員に対しては、当社の経営方針や事業の内容・財務状況等の理解を深めるため、就任時にこれらの説明を行うとともに、その後も必要に応じて説明しております。

【原則5－1】
当社は、以下の方針を定め、株主・投資家の皆様からの対話（面談）の申込みに対して前向きに取り組んでおります。

(1) 基本的な考え方
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家の皆様のご理解とご支援が不可欠であると認識しております。株主・投資家の皆様に正確な情報を公平に提供しつつ建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築していきたいと考えております。

(2) 建設的な対話を促進するための体制
株主・投資家の皆様との対話については総務部担当役員が統括しており、対話の申込み窓口は総務部としております。総務部は、社内各部署と連携することにより、各種情報を収集・分析し、適切な形で株主・投資家の皆様へ提供することとしております。

(3) 個別の対話以外の対話手段の充実
株主・投資家の皆様との対話の一環として、名古屋証券取引所が主催するIRエキスポに毎年出展する等、株主・投資家の皆様との対話の充実に努めております。

(4) 株主意見のフィードバック
株主・投資家の皆様との対話の中で把握した意見や疑問は、担当部署から経営陣へフィードバックするとともに、必要に応じて取締役会に報告することとしております。

(5) インサイダー情報の管理
対話に際しては、当社が定めるインサイダー取引防止規程に基づき、全ての株主・投資家の皆様に対して公正かつ平等に情報発信を行うこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
名証取引参加者協会	184,800	23.10
日本証券金融株式会社	42,000	5.25
小林實夫	39,600	4.95
株式会社三菱東京UFJ銀行	38,000	4.75
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505086	34,700	4.33
江崎勝彦	30,800	3.85
三井住友信託銀行株式会社	24,000	3.00
日本トラスティサービス信託銀行株式会社(信託口)	21,000	2.62
加藤彰一	20,000	2.50
名古屋鉄道株式会社	15,360	1.92

支配株主（親会社を除く）の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 7 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 3 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木村茂	他の会社の出身者											
村橋泰志	他の会社の出身者											
岡地敏則	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村茂		○	——	木村茂氏を社外取締役とした理由は、長年の会社経営者としての豊富な経験と高度な見識を、当社の経営監督機能の強化、コーポレート・ガバナンスの充実に活かすためであります。 また、名古屋証券取引所が定める「独立性基準」に従って、一般株主との利益相反が生じるおそれがない者と判断し独立役員に指定しております。
村橋泰志	○	○	——	村橋泰志氏を社外取締役とした理由は、弁護士としての豊富な経験と高度な見識を、当社の経営監督機能の強化、コーポレート・ガバナンスの充実に活かすためであります。 また、名古屋証券取引所が定める「独立性基準」に従って、一般株主との利益相反が生じるおそれがない者と判断し独立役員に指定しております。
岡地敏則	○		——	

				岡地敏則氏を社外取締役とした理由は、長年の会社経営者としての豊富な経験と高度な見識を、当社の経営監督機能の強化、コーポレート・ガバナンスの充実に活かすためであります。
--	--	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性				
-------------	--	--	--	--

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

当社は「内部統制システムに関する基本方針」に定めたとおり、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という。)を置くことを求めた場合は、検査室に所属する使用人を補助使用人として兼務させることとしております。また、監査等委員会は、監査目的達成のために必要な場合、補助使用人に対して他の業務に優先して監査業務の補助に当たるよう指示することができ、監査等委員会の業務を補助する場合、補助使用人は他の業務に優先して監査等委員会の指揮命令に従うものとしております。以上のことから、常態としては監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査につきましては、検査室(室員2名)を設置し、取引関係証憑や業務処理記録等のチェック、回議書類の閲覧等を通じて、全ての部署に対して定期的に業務検査を実施しております。監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき、監査方針を決定し、また、常勤の監査等委員が重要な会議等への出席並びに重要な決裁書類等の閲覧を行うことを通じ、取締役会の意思決定の過程、業務執行状況について監査しております。なお、監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門(検査室)から、監査計画、実施状況、監査結果の報告を受けるとともに、必要に応じて、随時意見交換を行うなど、相互に連携を図ることにより、適切な監査の実施等に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

会社法に定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

賞与については業績に連動する報酬体系となっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役4名74,644千円
監査役3名19,458千円
計7名94,102千円(うち社外役員3名6,012千円)
(注) 上記報酬等の額には、当期の役員賞与引当額(7,900千円)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は月額報酬と賞与により構成しており、株主総会で承認された限度額の範囲内で、社会一般的な水準、職責、企業業績等を総合的に勘案して具体的金額を決定しております。
なお、役員退職慰労金制度については、平成22年6月28日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

【社外取締役のサポート体制】

事務局(総務部)から取締役会及び監査役会等に関する情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行体制につきましては、構成員に3名の社外取締役が含まれている取締役会が、業務運営の基本的事項を決定しております。

また、意思決定のスピード化を図るため、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)及び常勤の監査等委員である取締役に各室部長を加えた拡大常勤役員会を毎週開催し、日常の業務運営に関する重要な事項に関する円滑で迅速な情報の伝達と意思の疎通及び問題点のチェック等を行いながら業務を進めております。

当社の内部監査につきましては、検査室(室員2名)を設置し、取引関係証憑や業務処理記録等のチェック、回議書類の開覧等を通じて、全ての部署に対して定期的に業務検査を実施しております。
監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき、監査方針を決定し、また、常勤の監査等委員が重要な会議等への出席並びに重要な決裁書類等の開覧を行うことを通じ、取締役会の意思決定の過程、業務執行状況について監査しております。

取締役候補者の指名にあたっては、人格・経験・見識等を十分考慮のうえ、適材適所の観点より総合的に検討することとしております。また、社外役員候補者の指名にあたっては、会社法が定める社外性要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に加え、人格・経験・見識等を十分考慮したうえで総合的に検討することとしております。

当社の役員報酬は月額報酬と賞与により構成しており、株主総会で承認された限度額の範囲内で、社会一般的な水準、職責、企業業績等を総合的に勘案して具体的金額を決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成28年6月27日開催の第83期定時株主総会決議により、当該株主総会の終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

監査等委員会設置会社への移行により、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置き、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の経営監督機能をこれまで以上に高めることができると考えております。

なお、監査等委員会設置会社に移行した後の役員構成は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は4名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役2名)であります。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	第83期定時株主総会の招集通知は前年に比べ早期に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	第83期定時株主総会は集中日ではない6/27に開催しました。
その他	招集通知を自社ホームページに掲載するなどして周知に努めています。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「株主との建設的な対話に関する方針」のなかで、正確な情報を公平に提供する旨を規定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所主催のIRエキスポに出展参加しております。(第2回目(平成7年)以降継続して出展参加しております。)	なし
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書・四半期報告書、決算短信、業績予想修正等の決算関係資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コーポレート・ガバナンスの基本方針」において、ステークホルダーを尊重する旨の規定をしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページや適時開示資料等を通じて、ステークホルダーに対して、正確な情報を公平に提供することとしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の規模、事業の性質等当社の個性及び特質を踏まえ、株式会社である当社の内部統制システムに関する基本方針を次のとおり定める。

本基本方針に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制を構築、運営するとともに、適宜見直しを行いその充実を図る。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに関する体制を構築するため、代表取締役が統括するコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス・マニュアルを作成し、全役職員への配布・注意喚起、研修などにより、法令・定款等に適合した職務執行の重要性について、取締役・使用人教育等を行う。社内通報制度を構築し、関係規則及び通報・相談窓口を設け適切な対応をする。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、総務部を対応部署とし、関係する情報の収集管理に努めつつ、外部の専門機関とも連携して、毅然とした態度で取引を防止する。

また、監査等委員会による監査及び検査室による検査により、適合状況等をチェックする。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

社内規程に係る事項を定め、取締役の重要な職務の執行及び決裁に係る情報について記録し、適切な保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規程に係る事項を定めるとともに運用要領等を設け、所定の管理・運営基準や限度枠に準拠した適切な業務の運営を図るほか、各種の会議や報告等を通じて、保有する資産にかかる担保の保全状況や市場価格の動向等について、代表取締役が適時・適切に把握する体制を確保する。

また、具体的な損失の恐れが顕現化した場合等における代表取締役への迅速な報告の確保について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）・使用人教育等を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の所管業務の分担及び不在の場合等の補完体制を明確にするとともに、職務権限規程を設けて会社の業務執行に関する各職位者の責任と権限を明確にし、業務の円滑かつ迅速な運営を図る。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合は、検査室に所属する使用人を補助使用人として兼務させる。

監査等委員会は、監査目的達成のために必要な場合、補助使用人に対して他の業務に優先して監査業務の補助に当たるよう指示することができる。

監査等委員会の業務を補助する場合、補助使用人は他の業務に優先して監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

6. 上記「5.」の取締役及び補助使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、補助使用人にかかる人事異動・懲戒処分等を行う場合は、事前に監査等委員会と協議する。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

常勤の監査等委員が常勤役員会など取締役の業務執行に関する重要会議に出席し、重要な事項についての報告等を聴取する体制を取るほか、取締役の業務執行に関する重要決裁書類及び検査室の行った検査の結果報告等は、原則としてすべて、常勤の監査等委員に回覧する扱いとする。監査等委員会が必要と認めた場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、すみやかにかかる書類等に関して説明を行う。

監査等委員会へ報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

8. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、所定の手続きに従い当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、検査室との間で密接な連携を図るとともに、会計監査人との間で適切な情報交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」の策定

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次のとおり「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」を策定しております。

- ・反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。
- ・平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士及び日本証券業協会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ・反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
- ・反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
- ・反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備

(1) 対応部署および不当要求防止責任者の設置

総務部を対応部署とし、各部において反社会的勢力から接触があった場合、または取引先が反社会的勢力と判明もしくはその疑いがある場合は、総務部に情報を提供することとしております。また、総務部長を不当要求防止責任者としております。

(2) 外部との連携・情報収集

愛知県企業防衛対策協議会への加盟及び、協議会への出席を通じ情報収集を行い、入手した情報を社内で共有・注意喚起を行っています。

(3) 対応マニュアルの整備

不当要求対応マニュアルを整備しております。

(4) 研修活動の実施状況

担当部署の職員が警察署での研修に参加するなどしております。またその他の職員に対しては社内で開催しているコンプライアンス研修会において反社会的勢力の排除について周知・徹底しております。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

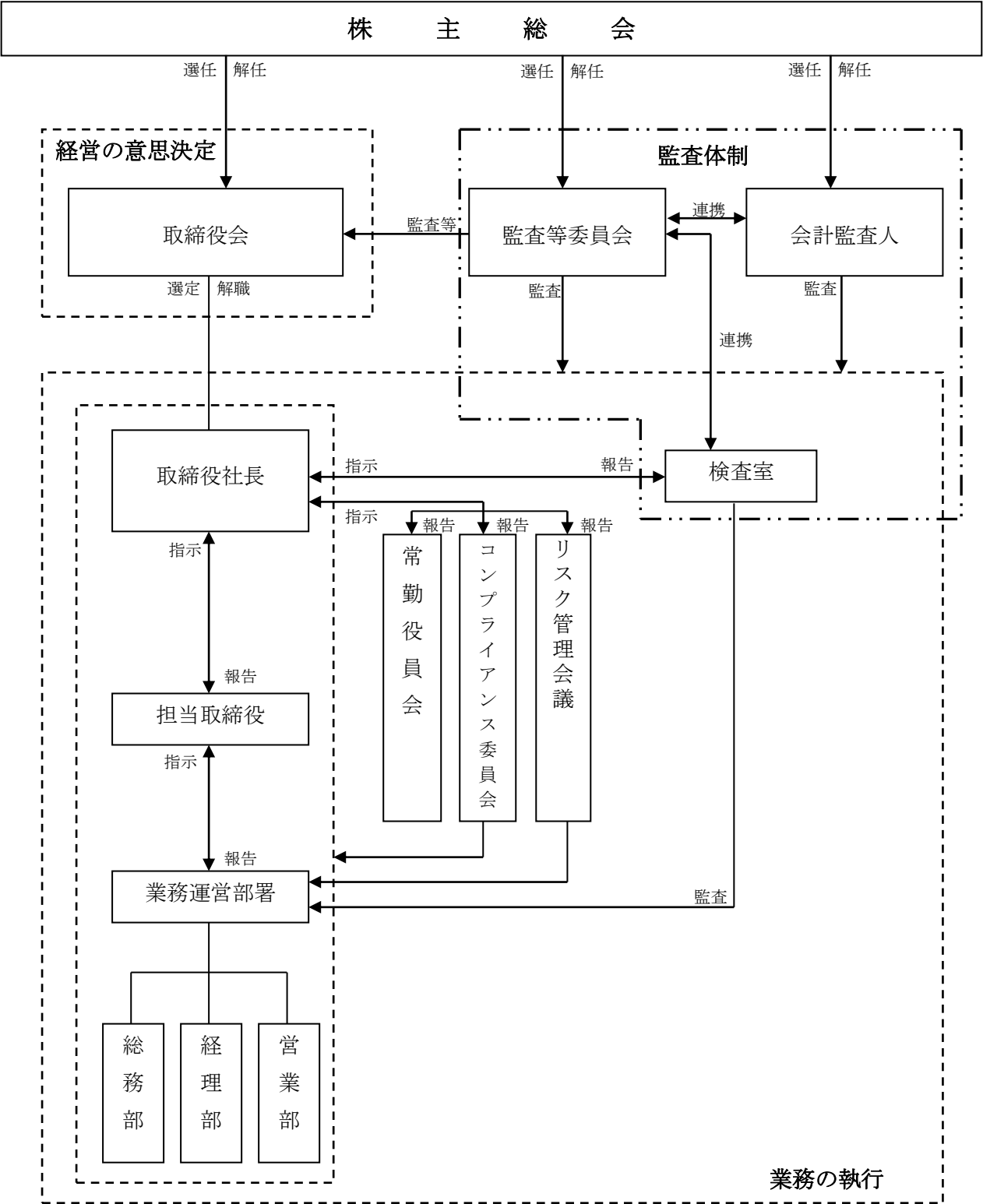
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

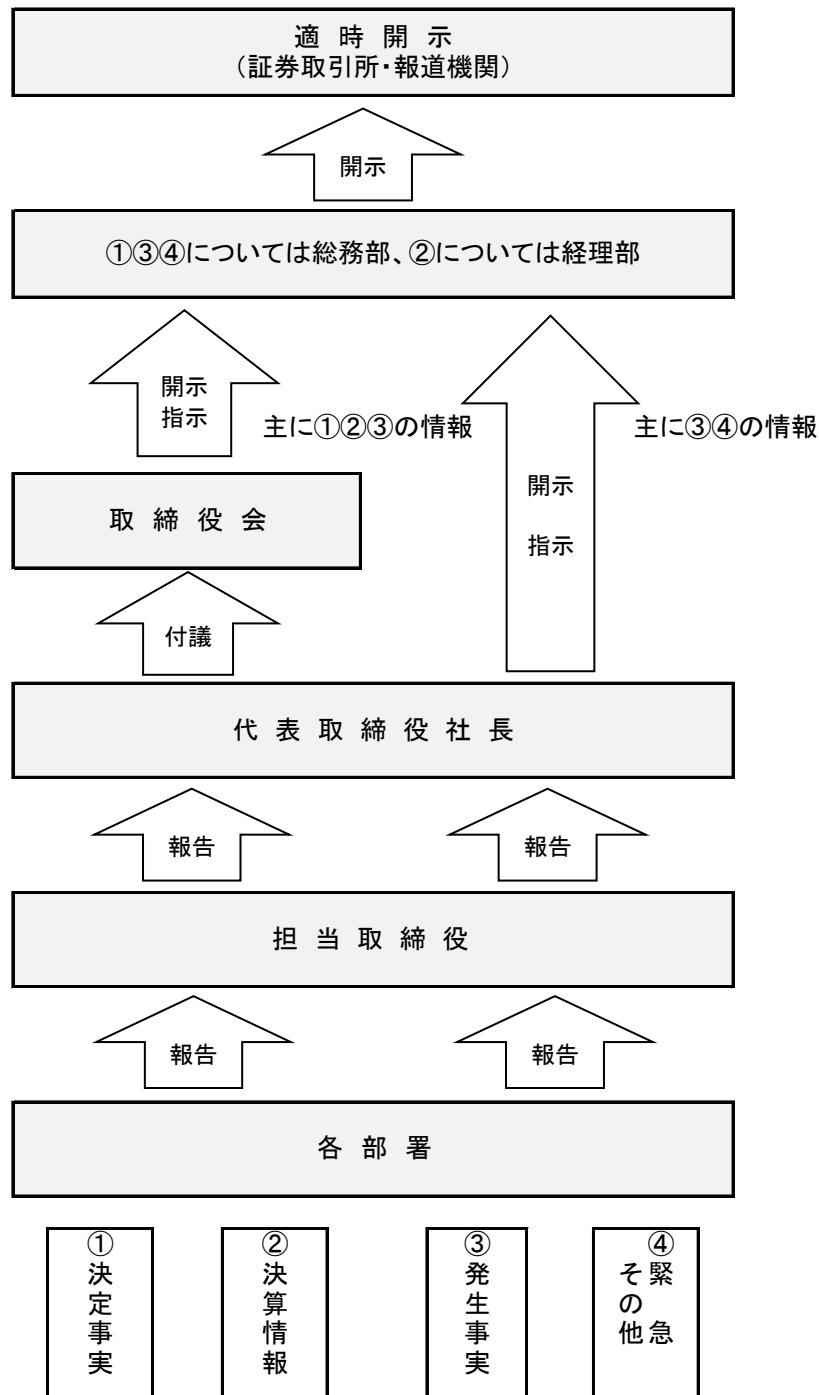
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社情報の適時開示に係る社内体制・・・「適時開示体制の概要」参照
当社は、各種法令および名古屋証券取引所の定める規則に従い、重要情報等の適時・適切な開示を行っております。

コーポレートガバナンス及び内部統制システム模式図



適時開示体制の概要



④緊急その他は、株主・投資者の判断に影響を与えるような重要事実の公表について、時間的に取締役会の決議を経ることが困難な場合を想定しております。